

年金投資基金信託 商品概要説明書

項目	内容																																				
1. 商品名 愛称	りそなDC信託のチカラ ターゲットイヤー 2030年																																				
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指団者の方 (ただし、名義は、確定拠出年金制度において年金資産を管理する日本カストディ銀行となります。)																																				
3. 商品分類	年金投資基金信託／バランス型																																				
4. 商品属性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">当初設定日</td><td>2013年 10月 9日</td></tr> <tr> <td>信託期間</td><td>無期限</td></tr> <tr> <td>クローズド期間</td><td>ありません。</td></tr> <tr> <td>主要投資対象</td><td> 以下の年金投資基金信託受益権を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金投資基金信託 公社債口受益権 ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国債券)受益権 ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国株式)受益権 </td></tr> <tr> <td>運用方針</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーファンド方式で、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の各々の資産に投資するインデックス運用のマザーファンド(年金投資基金信託受益権)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指すとともに、ターゲットイヤー(2030年)に向けて投資可能期間を意識したリスクの適度化(株式構成比等の引下げ)を行います。ターゲットイヤーの決算以降は、短期金融資産および国内債券を中心としたリスクを低水準に抑えた運用を行います。 ● 基準構成比は、ファンドの運用において資産配分の目標とする比率で、投資可能期間を勘案しながら年度ごとに見直します。時価変動等による基準構成比からの乖離は、許容範囲(±3%)を超えて乖離した場合調整を行います。 <現在の基準構成比> 国内債券(公社債口)34%、国内株式(株式口)20%、外国債券10%、外国株式14%、短期金融商品22% (注意事項) 資産残高が極めて少額の場合には、マザーファンドの適切な購入ができず、想定した運用が行えない場合がございます。 </td></tr> <tr> <td>主な投資制限</td><td>上記年金投資基金信託受益権と短期金融商品以外への投資は行いません。</td></tr> <tr> <td>ベンチマーク</td><td> 各年金投資基金信託受益権のベンチマークは以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金投資基金信託 公社債口 : NOMURA-BPI(総合) ◇ 年金投資基金信託 株式口 : 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国債券) : FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国株式) : MSCI-Kokusai インデックス(配当込み、円換算ベース) </td></tr> <tr> <td>決算日</td><td>毎年8月31日(休業日の場合は前営業日)</td></tr> <tr> <td>収益分配</td><td>収益の分配は、原則行いません。</td></tr> <tr> <td>償還条項</td><td> 以下のいずれかの場合、信託期間を繰り上げて償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額が5億円を下回った場合 ・ファンドを償還させることができると受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき </td></tr> <tr> <td>5. 購入方法</td><td>当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。</td></tr> <tr> <td>お申込み単位</td><td>1円以上1円単位</td></tr> <tr> <td>お申込み価額</td><td>購入約定日の基準価額</td></tr> <tr> <td>6. 解約方法</td><td>当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引き出しはできません。</td></tr> <tr> <td>解約価額</td><td>売却約定日の基準価額</td></tr> <tr> <td>7. 費用</td><td>この商品には次の費用がかかります。</td></tr> <tr> <td>販売手数料</td><td>ありません。</td></tr> <tr> <td>信託報酬</td><td>純資産総額に対して年0.462%(税抜年0.42%) (ターゲットイヤーの決算以降は年0.231%(税抜年0.21%))</td></tr> </table>	当初設定日	2013年 10月 9日	信託期間	無期限	クローズド期間	ありません。	主要投資対象	以下の年金投資基金信託受益権を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金投資基金信託 公社債口受益権 ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国債券)受益権 ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国株式)受益権 	運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーファンド方式で、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の各々の資産に投資するインデックス運用のマザーファンド(年金投資基金信託受益権)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指すとともに、ターゲットイヤー(2030年)に向けて投資可能期間を意識したリスクの適度化(株式構成比等の引下げ)を行います。ターゲットイヤーの決算以降は、短期金融資産および国内債券を中心としたリスクを低水準に抑えた運用を行います。 ● 基準構成比は、ファンドの運用において資産配分の目標とする比率で、投資可能期間を勘案しながら年度ごとに見直します。時価変動等による基準構成比からの乖離は、許容範囲(±3%)を超えて乖離した場合調整を行います。 <現在の基準構成比> 国内債券(公社債口)34%、国内株式(株式口)20%、外国債券10%、外国株式14%、短期金融商品22% (注意事項) 資産残高が極めて少額の場合には、マザーファンドの適切な購入ができず、想定した運用が行えない場合がございます。 	主な投資制限	上記年金投資基金信託受益権と短期金融商品以外への投資は行いません。	ベンチマーク	各年金投資基金信託受益権のベンチマークは以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金投資基金信託 公社債口 : NOMURA-BPI(総合) ◇ 年金投資基金信託 株式口 : 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国債券) : FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国株式) : MSCI-Kokusai インデックス(配当込み、円換算ベース) 	決算日	毎年8月31日(休業日の場合は前営業日)	収益分配	収益の分配は、原則行いません。	償還条項	以下のいずれかの場合、信託期間を繰り上げて償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額が5億円を下回った場合 ・ファンドを償還させることができると受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 	5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。	お申込み単位	1円以上1円単位	お申込み価額	購入約定日の基準価額	6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引き出しはできません。	解約価額	売却約定日の基準価額	7. 費用	この商品には次の費用がかかります。	販売手数料	ありません。	信託報酬	純資産総額に対して年0.462%(税抜年0.42%) (ターゲットイヤーの決算以降は年0.231%(税抜年0.21%))
当初設定日	2013年 10月 9日																																				
信託期間	無期限																																				
クローズド期間	ありません。																																				
主要投資対象	以下の年金投資基金信託受益権を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金投資基金信託 公社債口受益権 ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国債券)受益権 ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国株式)受益権 																																				
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーファンド方式で、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式の各々の資産に投資するインデックス運用のマザーファンド(年金投資基金信託受益権)に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指すとともに、ターゲットイヤー(2030年)に向けて投資可能期間を意識したリスクの適度化(株式構成比等の引下げ)を行います。ターゲットイヤーの決算以降は、短期金融資産および国内債券を中心としたリスクを低水準に抑えた運用を行います。 ● 基準構成比は、ファンドの運用において資産配分の目標とする比率で、投資可能期間を勘案しながら年度ごとに見直します。時価変動等による基準構成比からの乖離は、許容範囲(±3%)を超えて乖離した場合調整を行います。 <現在の基準構成比> 国内債券(公社債口)34%、国内株式(株式口)20%、外国債券10%、外国株式14%、短期金融商品22% (注意事項) 資産残高が極めて少額の場合には、マザーファンドの適切な購入ができず、想定した運用が行えない場合がございます。 																																				
主な投資制限	上記年金投資基金信託受益権と短期金融商品以外への投資は行いません。																																				
ベンチマーク	各年金投資基金信託受益権のベンチマークは以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 年金投資基金信託 公社債口 : NOMURA-BPI(総合) ◇ 年金投資基金信託 株式口 : 東証株価指数(TOPIX)(配当込み) ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国債券) : FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) ◇ 年金投資基金信託 外貨建証券口(外国株式) : MSCI-Kokusai インデックス(配当込み、円換算ベース) 																																				
決算日	毎年8月31日(休業日の場合は前営業日)																																				
収益分配	収益の分配は、原則行いません。																																				
償還条項	以下のいずれかの場合、信託期間を繰り上げて償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドの純資産総額が5億円を下回った場合 ・ファンドを償還させることができると受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき 																																				
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。																																				
お申込み単位	1円以上1円単位																																				
お申込み価額	購入約定日の基準価額																																				
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引き出しはできません。																																				
解約価額	売却約定日の基準価額																																				
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。																																				
販売手数料	ありません。																																				
信託報酬	純資産総額に対して年0.462%(税抜年0.42%) (ターゲットイヤーの決算以降は年0.231%(税抜年0.21%))																																				

項目	内容
7. 費用	
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等は、信託財産から支払われます。 ● ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および有価証券にかかる手数料等は、信託財産から支払われます。この他に、売買委託手数料等にかかる消費税相当額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合に要する費用等についても信託財産から支払われます。
8. お申込み不可日等	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、2月末日と8月末日(休業日の場合は前営業日)および3月1日と9月1日(休業日の場合は翌営業日)は、ファンドの会計処理のため、取得申込・解約請求を受付できません。 ● 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求の受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては、換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さんに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、株式・公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
価格変動リスク	株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。
金利変動リスク	一般に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場や為替に影響を及ぼす場合があります。
信用リスク	債券および短期金融資産に債務不履行が生じた場合または予想される場合、もしくは株式の発行会社の経営・財務状況の悪化やそれに伴う外部からの評価の悪化等により、当該商品の価格が大きく下落し、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。
為替変動リスク	外貨建ての債券や株式等に投資を行うため、投資先通貨と円との為替変動の影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。
カントリーリスク	海外の金融・証券市場に投資を行うため、その国の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
流動性リスク	一般に債券や株式は高い流動性がありますが、市場動向やファンドの資金動向その他の要因等によっては、ファンドの解約資金の手当てのために債券や株式等を市場で売却できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
有価証券の貸付 に関するリスク	借主の利用方法、取引の規模、信用取引の状況や市場の環境等によっては当該有価証券の価格に影響を与える可能性があります。不測の事態により有価証券貸付先が破綻する可能性があります。この場合、貸付有価証券の返還を受けることが困難になり、担保権を実行して対象証券を市場から買い取ることになります。
12. セーフティー ネットの有無	年金投資基金信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額は、10,000口あたりで表示されておりますので、10,000で除してください。
14. 運用会社	株式会社りそな銀行

(運営管理機関)りそな銀行

- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該年金投資基金信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 年金投資基金信託は、金銭信託商品であり、証券投資信託商品ではありません。
- ◆ 年金投資基金信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。年金投資基金信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。